

「指定介護老人福祉施設」特別養護老人ホームふれあいの郷もくせい

重 要 事 項 説 明 書 (R7.7.1 改訂)

当施設は介護保険の指定を受けています。

(兵庫県指定第 2871300154 号)

当施設はご契約者に対し指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人敬寿記念会 |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県丹波市青垣町東芦田 1303 番地 |
| (3) 電話番号 | TEL 0795-87-1170 Fax 0795-87-1172 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 大塚 浩之 |
| (5) 設立年月日 | 平成 3 年 3 月 20 日 |

2. ご利用施設の概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 建物の構造 | 本館 鉄筋コンクリート造 2 階建
新館 鉄骨造 一部 2 階建 |
| (2) 建物の延べ床面積 | 本館 2282.73 m ²
新館 1361.47 m ² 合計 3,644.20 m ² |
| (3) 併設事業 | 事業の種類 兵庫県知事事業者指定 利用定員
通所介護 2871300303 号 40 人
短期入所生活介護 2871300261 号 10 人
居宅介護支援事業 2871300030 号
単独型ユニット型短期入所生活介護事業所 2871301608 号 20 人 |
| (4) 施設の周辺環境 | 緑に囲まれ、日当たりよく、自然環境に恵まれている。 |

3. ご利用施設

- | |
|-------------------------------------|
| (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設 |
| 平成 12 年 4 月 1 日 指定 兵庫県 2871300154 号 |

(2) 施設の目的

指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有す能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようすることを目的としご契約者に、居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方にご利用いただけます。

(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム ふれあいの郷もくせい

(4) 施設の所在地 兵庫県丹波市青垣町東芦田 1303 番地

交通機関 JR 福知山線柏原駅下車 神姫バス佐治行き 30分
東芦田口下車徒歩 10 分

(5) 電話番号 TEL 0795-87-1170 FAX 0795-87-1172

(6) 施設長氏名 荻野 由美子

(7) 当施設の運営方針

施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、敬愛の精神で常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。 利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようすることを目指します。

(8) 開設年月日 平成 3 年 9 月 9 日

(9) 入所定員 85 人

4. 施設利用対象者

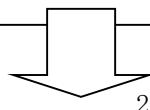
- (1) 当施設に入所できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。また、入所時において「要介護」の認定を受けておられる入所者であっても、将来「要介護」認定者でなくなった場合には、退所していただくことがあります。
- (2) 入所契約の締結後に、感染症等に関する検査受診をしていただきます。ご契約者は、これにご協力下さるようお願いいたします。

5. 契約締結からサービス提供までの流れ

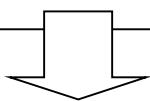
ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次のとおり行います。

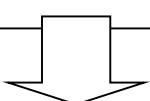
- ① 当施設のケアマネジャーが施設サービス計画の原案を作成します。



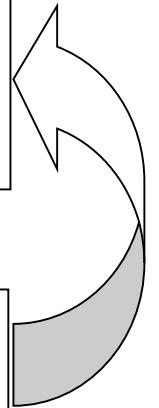
② 施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③ 施設サービス計画は、6か月に1回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。



④ 施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。



6. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況等によりご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類		室 数	備 考 ()は1人あたりの面積
本館	個 室	4 室	6 9 . 4 4 (17.36)
	2人室	1 室	1 8 . 6 0 (9.30)
本館	4人室	13.5 室	4 6 8 . 7 2 (8.68)
	4人室 ショート	2.5 室	8 6 . 8 0 (8.68)
居室面積小計		21 室	6 4 3 . 5 6 (9.19)
新館	個室(トイレ付)	5 室	1 0 5 . 0 0 (21.00)
	個 室	18 室	2 7 8 . 4 5 (15.25~15.65)
	2人室	1 室	2 9 . 4 0 (14.7)

居室面積小計		4 1 2 . 8 5 (15.39)
合 計	40 室	1 , 0 5 6 . 4 1 (10.57) 居室にトイレなし
食 堂 (新館)	1 室	1 5 8 . 0 5
機 能 訓 練 室(本館)	1 室	マクター、平行棒、エアロバイク
浴 室 (本館 1 F)	2 室	一般浴、チェアーアンバス、特殊入浴装置
浴 室 (新館 2 F)	2 室	一般浴、リフト浴
医 務 室 (本館)	1 室	

- ☆ 居室の変更は、ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況等により居室を変更する場合があります。
- ☆ 本館のトイレは、2階の東側に2ヶ所、西側に2ヶ所あり、新館のトイレは1階の各居室の隣にあります。それぞれ車椅子使用でもご利用できます。また、洗面所は本館の廊下に面し東西に2ヶ所あり、新館は各居室内にあります。
- ☆ 居室には利用者ごとにベッドと頭床台及び整理ダンスを用意しています。
- ☆ 居室に係る料金は以下の通りとします。

居室別料金表（1日）

居室の別	居住費
従来型個室(トイレ有)	1,581 円
従来型個室	1,231 円
多床室	915 円

7. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する人員体制として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長 (管理者)	1 名	1 名
2. 介護職員	39 名以上	29 名
3. 生活相談員	1 名	1 名

4. 看護職員	4名	3名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 医師（嘱託）	1名	必要数
8. 管理栄養士	1名	1名

指定基準：介護老人福祉施設入所者 85 名と短期生活介護利用者 10 名として算定

常勤換算：職員それぞれの週あたり勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では 1 名

（8 時間×5 名÷40 時間 = 1 名）となります。

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 医師（嘱託）	毎週月曜日 9:30～11:30 精神科医 第1・3火曜日 8:30～10:30 歯科医 第2・4火曜日 14:00～15:30
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出 7:30～16:30 2名 日勤 8:30～17:30 3名以上 遅出 10:00～19:00 1名 遅出 10:00～19:30 1名 遅出 11:00～20:00 3名 夜勤 17:15～9:15 4名 パート勤務 7:00～10:00 1名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出 8:00～17:00 1名 日勤 8:30～17:30 1名 遅出 10:00～19:00 1名
4. 機能訓練指導員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 8:30～17:30 1名

☆曜日によっては上記と一部異なる場合があります。

8. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

1. 利用料金が介護保険から給付される場合
2. 利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況を考慮し、嗜好に配慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食 7:45～9:15 昼食 11:45～13:15 夕食 18:00～19:30

② 入浴

- ・入浴または清拭は利用者に特別のことが無い限り少なくとも週2回は行います。
- ・寝たきり、また歩行困難な方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への影響

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう援助します。
- ・清潔で快適な生活が送れ、適切な整容が行われるよう援助します。

⑦ 定例行事及び全員参加するレクリエーション

主な定例行事

(毎月) 誕生会

(季節行事) 1月 初釜 2月 節分 7月 七夕祭り 8月 夏祭り
9月 敬老会 10月 運動会 12月 クリスマス

<サービス利用料金（1日あたり）>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と住居費及び食費の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

○多床室の場合

サービス利用料金表／1日あたり

(単位円)

ご本人の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 施設介護サービス利用料金	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
2. うち介護保険から給付される金額	5,301	5,931	6,588	7,218	7,839
3. サービス利用に係る自己負担金(1-2)	589	659	732	802	871
4. 食事代			1,955		
5. 居住費			915		
6. 自己負担額合計 (ア) (3+4+5)	3,459	3,529	3,602	3,672	3,741

○従来型個室の場合

サービス利用料金表／1日あたり

(単位円)

ご本人の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 施設介護サービス利用料金	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
2. うち介護保険から給付される金額	5,301	5,931	6,588	7,218	7,839
3. サービス利用に係る自己負担金(1-2)	589	659	732	802	871
4. 食事代			1,955		
5. 居住費			1,231 (1,581)		
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	3,775	3,845	3,918	3,988	4,057

なお、保険者（市区町村）への申請により介護保険負担限度額の認定を受けている方は、所得に応じて利用者負担の軽減措置がありますので実際に負担していただく額は、下記の表のとおりとなります。

○多床室の場合

利用者負担第1段階：例）生活保護受給者 (単位円)

ご本人の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. 施設介護サービス利用料金	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
2. うち介護保険から給付される金額	5,301	5,931	6,588	7,218	7,839
3. サービス利用に係る自己負担金(1-2)	589	659	732	802	871
4. 食事代			300		
5. 居住費			0		
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	889	959	1,032	1,102	1,171

○多床室の場合

利用者負担第2段階：例）年金80万円以下のもの (単位円)

ご本人の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. 施設介護サービス利用料金	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
2. うち介護保険から給付される金額	5,301	5,931	6,588	7,218	7,839
3. サービス利用に係る自己負担金(1-2)	589	659	732	802	871
4. 食事代			390		
5. 居住費			430		
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	1,409	1,479	1,552	1,622	1,691

○多床室の場合

利用者負担第3段階（1）：例）年金80万円超120万円以下の者

(単位円)

ご本人の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. 施設介護サービス利用料金	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
2. うち介護保険から給付される金額	5,301	5,931	6,588	7,218	7,839
3. サービス利用に係る自己負担金(1-2)	589	659	732	802	871
4. 食事代			650		
5. 居住費			430		
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	1,669	1,739	1,812	1,882	1,951

○多床室の場合

利用者負担第3段階（2）：例）年金120万円超の者

(単位円)

ご本人の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. 施設介護サービス利用料金	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
2. うち介護保険から給付される金額	5,301	5,931	6,588	7,218	7,839
3. サービス利用に係る自己負担金(1-2)	589	659	732	802	871
4. 食事代			1,360		
5. 居住費			430		
6. 自己負担額合計 (ア) (3+4+5)	2,379	2,449	2,522	2,592	2,661

○従来型個室の場合

利用者負担第1段階：例）生活保護受給者

(単位円)

ご本人の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. 施設介護サービス利用料金	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
2. うち介護保険から給付される金額	5,301	5,931	6,588	7,218	7,839
3. サービス利用に係る自己負担金(1-2)	589	659	732	802	871
4. 食事代			300		
5. 居住費			380		
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	1,269	1,339	1,412	1,482	1,551

○従来型個室の場合

利用者負担第2段階：例）年金80万円以下の者

(単位円)

ご本人の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. 施設介護サービス利用料金	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
2. うち介護保険から給付される金額	5,301	5,931	6,588	7,218	7,839
3. サービス利用に係る自己負担金(1-2)	589	659	732	802	871
4. 食事代			390		
5. 居住費			480		
6. 自己負担額合計 (ア) (3+4+5)	1,459	1,529	1,602	1,672	1,741

○従来型個室の場合

利用者負担第3段階(1) : 例) 年金80万円超120万以下の者

(単位円)

ご本人の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. 施設介護サービス利用料金	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
2. うち介護保険から給付される金額	5,301	5,931	6,588	7,218	7,839
3. サービス利用に係る自己負担金(1-2)	589	659	732	802	871
4. 食事代			650		
5. 居住費			880		
6. 自己負担額合計 (ア)(3+4+5)	2,119	2,189	2,262	2,332	2,401

○従来型個室の場合

利用者負担第3段階(2) : 例) 年金超120万超の者

(単位円)

ご本人の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. 施設介護サービス利用料金	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
2. うち介護保険から給付される金額	5,301	5,931	6,588	7,218	7,839
3. サービス利用に係る自己負担金(1-2)	589	659	732	802	871
4. 食事代			1,360		
5. 居住費			880		
6. 自己負担額合計 (ア)(3+4+5)	2,829	2,899	2,972	3,042	3,111

上記、表の要介護度別サービス利用料金には個別機能訓練体制加算、看護体制加算、夜間職員配置加算、日常生活継続支援加算の利用者負担金が含まれていません。

利用料金は下記の料金表の金額になります。

体 制 加 算	サービス利用料金	自己負担額
看護体制加算(Ⅰ)+(Ⅱ)	120 円/日	12 円/日
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	130 円/日	13 円/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)	120 円/日	12 円/日
日常生活継続支援加算(Ⅰ)	360 円/日	36 円/日
精神科医療指導加算	50 円/日	5 円/日
個別機能訓練加算(Ⅱ)	200 円/月	20 円/月
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	500 円/月	50 円/月
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	500 円/月	50 円/月
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	50 円/月	5 円/月
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	100 円/月	10 円/月
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	1,200 円/月	120 円/月

☆初期加算(1日 30円)

入所日から30日間、または1月を超える入院後の再入所の際も30日間加算されます。

☆安全対策体制加算(入所初日 20円)

☆経口維持加算(1月につき)(Ⅰ 400円・Ⅱ 100円)

嚥下機能障害を有し誤嚥が認められる方に対し経口摂取を進めるために医師の指示に基づく栄養管理を行う必要が生じた場合、実際に経口摂取維持への取り組みを実施した方に加算されます。

☆経口移行加算(1日 28円)

経管による栄養摂取をされている方で、経口摂取を進めるため医師の指示に基づく栄養管理を行う必要が生じた場合、実際に経口移行への取り込みを実施した方に加算されます。

☆療養食加算(1回) (6円)

医師の指示(食事箋)に基づく糖尿食や高脂血症食等の治療食の提供が行われた方に加算されます。

☆外泊時費用(1日 246円:月 6日以内)

外泊や入院された場合で施設に在所していない日であっても、外泊又は入院の翌日から6日間(月をまたいで連続した場合は最長12日間)は、外泊時費用246円が自己負担となります。

☆看取り看護加算

利用者または家族の同意を得て、看取り介護の指針に基づく看取り介護計画を作成し、看取り介護を受けた場合においては、死亡日以前 31 日以上 45 日以下については 1 日につき 72 円、死亡日以前 4 日以上 30 日以下については 1 日につき 144 円、死亡日の前日及び前々日においては 1 日につき 680 円、死亡日については 1 日につき 1,280 円が死亡月に加算されます。

☆退所時情報提供加算（1回 250 円）

医療機関へ入院や退所する利用者の心身の状況、生活歴等を示す情報を医療機関に提供した場合に加算されます。

☆退所時栄養情報連携加算（1回 70 円）

当施設から、居宅、他の介護保険施設、医療機関等に入院や退所する利用者の管理栄養に関する情報について、他の介護保険施設や医療機関等に提供した場合に加算されます。

☆若年性認知症入所者受入加算（1日 120 円）

☆介護職員等処遇改善加算 I

介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に 1000 分の 140 を乗じた単位数が加算されます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 契約者が使用する居室料

ご契約者が利用する従来型個室、多床室を提供します。

利用料金：居室に係る料金は、居室の概要での居室別料金表による

② 契約者の食事の提供

ご契約者の栄養状態に適した食事を提供します。

利用料金：1日あたり 1,955 円

③ 特別な食事

施設では、特別な食事の提供はしていません。ただし、利用者が特別に希望されるアルコール類の飲み物については原価相当額の料金をいただきます。

④ 理髪・美容

[理髪サービス]

月に 4 回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：1回 2,000 円（顔剃りのない場合の利用料金は 1,700 円）

[美容サービス]

ご希望に応じ施設の指定する美容院を、ご利用していただきことができます。

利用料金：カット 2,000 円（送迎は無料）

⑤ 電気器具の使用

施設に持ち込むことのできる電気製品と電気使用料は下記のとおりです。

小型電気アンカ	月 1,000円
電気毛布	月 1,000円
テレビ（新棟のみ）	日 100円
消費電力により費用が異なる場合がありますのでご相談下さい。	

⑥ 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。貴重品は施設が設置する金庫または金融機関貸金庫にてお預かりします。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

原則として100万円までとします。

※旧措置者については、従来通り上限はありません。

○お預かりできるもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑及び必要に応じて年金証書・介護保険被保険者証・健康保険被保険者証等

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続の概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を提出していただき、その内容に従います。

・出入金記録は、ご契約者の請求に応じ隨時提示します。また、3ヶ月毎にご契約者もしくはご契約者が指定する方にその写しを交付します。

利用料金：お預かりする預金は原則として100万円までですが、これを超えてお預かりする場合は、財産の預かり高に応じて1か月当たり下記の料金をいただきます。

200万円未満 500円

200万円以上1,000万円未満 1,000円

1,000万円以上2,000万円未満 1,500円

2,000万円以上4,000万円未満 2,000円

4,000万円以上 2,500円

※旧措置者の利用料金は一律500円です。

⑦ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：既存のレクリエーション、クラブ活動では、個人持ち用具以外は無料です。

ご契約者の希望により新たにサービスを行う場合は、材料代の実費をいただくことがあります。

⑧ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には実費相当分として下記の金額をご負担いただきます。

利用料金：5枚までは100円とし、これを超える1枚毎に20円とする。

⑨ 日常生活

日常生活用品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものに係る費用を負担いただきます。

※おむつ代はご負担の必要はありません。

⑩ ご契約者の移送に係る費用

ご契約者の通院や入院時等の移送サービスを行います。

利用料金：片道10kmまでは1,000円、10kmを超える5km毎に300円
協力病院または協力歯科医院への通院、入院の移送は無料とします。

⑪ 居室を明け渡さない場合の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から下記の料金をいただくことがあります。（1日あたり居住費・食費も含む）

料金：ご契約者の要介護度別の介護サービス費（自己負担額ではありません）及び居住費・食費

なお、この期間中において、介護保険による給付があった場合には、ご契約者の従来の要介護度によって計算した金額からこの介護保険給付額を控除することとします。

⑫ 看取り介護で亡くなられた時の死亡診断書料金

死亡診断書料金 2,200円

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)・(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し請求致しますので、請求締め日の翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 届出通帳からの引き落とし

イ. 下記指定口座への振り込み

中兵庫信用金庫 本店 普通預金
口座名 もくせい管理者 荻野 由美子
口座番号 0677568

丹波ひかみ農協 青垣支店 普通預金
口座名 もくせい管理者 荻野 由美子
口座番号 3490729

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

① 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人敬愛会 大塚病院
所 在 地	兵庫県丹波市氷上町絹山 513 番地
診 療 科	内科、外科、整形外科、精神科、循環器科、神経内科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	足立歯科医院
所 在 地	兵庫県丹波市青垣町佐治 548 番地

医療機関の名称	田中歯科医院
所 在 地	兵庫県丹波市青垣町佐治 693 番地

9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間内であっても、ご契約者から当施設に退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結に際して、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑤ ご契約者が連続して3ヶ月を超えて病院、診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは3ヶ月を超えて病院、診療所に入院した場合
- ⑥ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

○契約者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 3ヶ月以内の入院の場合

- ・ 当初から3ヶ月以内の退院が見込まれて、実際に3ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。また、料金につきましては、入院の翌日から当該月6日間（当該入院が月をまたぐ場合は最大12日間）の範囲内で、実際に入院した日数分で利用料金をご負担いただきます。
1日あたり 246円
- ・ 入院期間中、併設している短期入所生活介護事業所の利用の申し込みが多い場合に限り、居室をショートステイに利用する場合があります。（ご利用者の同意を得て、居室をショートステイ等に利用した場合には上記の料金は 不要です。）

② 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

- ・ 3ヶ月を超えて入院が見込まれる場合には、契約を解除する場合があります。但し、契約を解除した場合であっても、3ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に入所できるよう努めます。しかし、当施設が満室の場合には、短期入所生活介護（ショートステイ）を利用できるよう努めます。

③ 3ヶ月超えて入院した場合

- ・ 3ヶ月を超えて入院した場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

10. 身元引受人

- ① 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。しかしながら、入所者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入所契約締結にあたって身元引受人の必要はありません。
- ② 身元引受人は、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。
- ③ 身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帶して、その債務の履行義務を負うことになります。また、ご契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などをを行い、更には当施設と協力及び連携をして、退所後のご契約者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。
- ④ ご契約者が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品（居室に残置する日常生活品や身の回り品等であり、又高級品は除外します。）の引取り等の処理についても、身元引受人の責任で行う必要があります。貴重品として施設が預かっている物、並びに金銭や預金通帳・有価証券・その他高価品などは残置物には含まれず、原則として相続手続きに従って、その処理をおこなうことになります。
また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の残置品をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご契約者または身元引受人にご負担いただくことになります。
- ⑤ 身元引受人が死亡し破産宣告をうけた場合には、事業者は、新たな身元引受人を立てていただくために、ご契約者にご協力ををお願いする場合があります。
- ⑥ 身元引受人がご希望された場合には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等についてご通知させていただきます。

11. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 [担当者] 相談員 芦田 孝久
- 受付時間 毎週月曜日～日曜日 24時間

(担当者が勤務時間以外の場合は、施設職員によっても受け付けます。)

○ 第三者委員会

氏名	伊藤芳久	長井克己
職名	(社福) 敬寿記念会 評議員	社福) 敬寿記念会 評議員
連絡先		

○苦情解決責任者氏名 施設長（管理者） 萩野由美子

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付ける事ができます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立ち合いなどもいたします。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 078-332-5617 FAX番号 078-332-5650 受付時間 9:00~17:15（土日・祝祭日を除く）
○市・区・町村役所	ご契約者の介護保険の保険者である市区町村の介護保険担当課
○丹波市福祉部介護保険課	所在地 兵庫県丹波市氷上町常楽211番地 電話番号 0795-88-5266 受付時間 8:30~17:15（土日・祝祭日を除く）

12. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携を取つて、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、運営規定に基づき定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

- ⑥ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、その理由及び行った期間をサービス提供記録に記載するなどして、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ 感染症及び食中毒の発生やまん延を防ぐ為に委員会を設置し、感染予防に関する指針の作成や職員研修を行うと共に、感染症の発生が疑われる際は対応の手順に従い対応します。
- ⑧ 介護上の事故等の発生及び再発防止の為に、事故発生時の対応に関する指針を整備すると共に、事故報告を分析し、改善策を検討する委員会を設置し、職員への周知や研修会を開催して再発防止に努めます。
- ⑨ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。
- ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退所のために援助を行う際に、情報提供を必要とする場合にはご契約者の同意を得て行います。

13. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

衣類（パジャマ、下着、普段着）、洗面用具、バスタオル、フェイスタオル、急須、湯のみ、コップ、上履き

その他、必要と思われる物についてはご相談ください。

(2) 面会

面会時間 8：30～17：30

来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。

なお、来訪される場合、食べ物の持ち込みはできるだけご遠慮ください。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、2日前にお申し出下さい。

葬儀への参列など緊急やむを得ない場合には、この届出は当日になんでもかまいません。

但し、外泊については、原則として最長で1ヶ月に連続7日泊（月をまたぐ場合は、最大で連続13泊）とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、前記8（1）（サービス利用料金表記載参照）に定める「食事に係る自己負担額」は徴収いたしません。但し、全食とらない日の食事代に限ります。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により修復に必要な費用、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。その場合には、ご本人のプライバシーの保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内では喫煙できません。

14. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

15. 損害賠償について

- (1) 当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときには、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。
- (2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - ① 契約者(その家族、身元引受人等も含む)が、契約締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - ② 契約者(その家族、身元引受人等も含む)が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを起因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従業者の指示等に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合